

2023年3月29日

食品衛生分科会

文書による報告事項  
に関する資料

(3) 文書による報告事項

①食品中の農薬等の残留基準の設定について

・ 文書による報告事項の概要	3
・ イソプロチオラン（インポートトレランス申請及び畜産物への基準値設定）	4
・ イソシンコメロン酸ニプロピル（暫定基準の見直し）	8
・ ピリメタミン（暫定基準の見直し）	10
・ マホプラジン（暫定基準の見直し）	11

## 食品中の農薬等の残留基準の設定について

### ○文書による報告事項の概要

名称（用途）	経緯	基準値を設定する作物等	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
イソプロチオラン （農薬/殺菌剤、殺虫剤、植物成長調整剤） （動物用医薬品/牛の肝疾患用剤） （別紙1）	インポートトランス申請及び畜産物への基準値設定	バナナ及び畜産物（牛、豚及び鶏等）	ADI:0.1 mg/kg 体重/日 ARfD:0.5 mg/kg 体重/日(国民全体の集団) ARfD:0.12 mg/kg 体重/日(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体(1歳以上) 27.1% 幼小児(1~6歳) 47.3% 妊婦 16.0% 高齢者(65歳以上) 30.1% ○短期暴露評価 ARfDを超えていない。
イソシンコメロン酸ニプロピル （動物用医薬品/殺虫剤）  （別紙2）	暫定基準の見直し	該当なし	MOE <sup>注1</sup> : 22,000 注1) 暴露マージン (Margin of Exposure) NOAEL等の毒性指標と摂取量の大きさの違いを示す指標	
ピリメタミン （動物用医薬品/内部寄生虫駆除剤、合成抗菌剤）  （別紙3）	暫定基準の見直し	該当なし	MOE:3,300	
マホブラジン （動物用医薬品/鎮静剤）  （別紙4）	暫定基準の見直し	該当なし	MOE:21,000	

農薬名 イソプロチオラン

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米（玄米をいう。）	7	10	○	6		0.60～3.54 (n=4)
みかん（外果皮を含む。）	2	2	○			0.19～0.81 (n=6)
りんご	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(¥)
日本なし	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(¥)
西洋なし	0.05	0.05	○			(日本なし参照)
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.02	0.02	○			<0.005, <0.005(¥)
もも		0.02	○			
もも（果皮及び種子を含む。）	0.02		○			<0.005, <0.005(¥)
うめ	0.03	0.03	○			<0.005, 0.007(¥)
おうとう（チェリーを含む。）	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(¥)
ぶどう	0.02	0.02	○			<0.005, <0.005 (#)(¥)
バナナ	0.9		IT		0.9	グアテマラ 【0.022～0.555(n=11)(グアテマラ)】
その他のスパイス	7	10	○			0.96～4.24 (n=6) (みかんの果皮)
牛の筋肉	0.04	0.02	申	0.01		推：0.033
豚の筋肉	0.04	0.01	申	0.01		(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.04	0.01	申	0.01		(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.06	0.02	申	0.01		推：0.058
豚の脂肪	0.06	0.01	申	0.01		(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.06	0.01	申	0.01		(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	1	0.02	申	0.01		推：1.141
豚の肝臓	1	0.01	申	0.01		(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1	0.01	申	0.01		(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.9	0.02	申	0.01		推：0.816
豚の腎臓	0.9	0.01	申	0.01		(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.9	0.01	申	0.01		(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	1	0.02	申	0.01		(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	1	0.01	申	0.01		(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1	0.01	申	0.01		(牛の肝臓参照)
乳	0.02	0.02	申	0.01		<0.02 (n=3) (最終投与24時間後)
鶏の筋肉	0.01		申			推：0.005
その他の家きんの筋肉	0.01		申			(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.07		申			推：0.062
その他の家きんの脂肪	0.07		申			(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.01		申			推：0.005
その他の家きんの肝臓	0.01		申			(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.01		申			(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの腎臓	0.01		申			(鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分	0.01		申			(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの食用部分	0.01		申			(鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.03		申			推：0.028
その他の家きんの卵	0.03		申			(鶏の卵参照)



答申（案）

イソプロチオラン

今回残留基準値を設定する「イソプロチオラン」の規制対象は、農産物及び魚介類にあってはイソプロチオランのみとし、畜産物にあってはイソプロチオラン及び代謝物C【モノイソプロピル 1,3-ジチオラン-2-イリデンマロネート】とする。ただし、代謝物Cはイソプロチオランの濃度に換算するものとする。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	7
みかん（外果皮を含む。）	2
りんご	0.05
日本なし	0.05
西洋なし	0.05
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.02
もも（果皮及び種子を含む。）	0.02
うめ	0.03
おうとう（チェリーを含む。）	0.05
ぶどう	0.02
バナナ	0.9
その他のスパイス <sup>注1)</sup>	7
牛の筋肉	0.04
豚の筋肉	0.04
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注2)</sup> の筋肉	0.04
牛の脂肪	0.06
豚の脂肪	0.06
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.06
牛の肝臓	1
豚の肝臓	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1
牛の腎臓	0.9
豚の腎臓	0.9
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.9
牛の食用部分 <sup>注3)</sup>	1
豚の食用部分	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1
乳	0.02
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん <sup>注4)</sup> の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.07

食品名	残留基準値 ppm
その他の家きんの脂肪	0.07
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.03
その他の家きんの卵	0.03
魚介類	3

注1) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注2) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注3) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注4) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

イソシンコメロン酸二プロピル

今回残留基準値を設定する「イソシンコメロン酸二プロピル」の規制対象は、イソシンコメロン酸二プロピルのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.1
豚の筋肉	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注1)</sup> の筋肉	0.1
牛の脂肪	0.1
豚の脂肪	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分 <sup>注2)</sup>	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.004
鶏の筋肉	0.004
その他の家きん <sup>注3)</sup> の筋肉	0.004
鶏の脂肪	0.004
その他の家きんの脂肪	0.004
鶏の肝臓	0.004
その他の家きんの肝臓	0.004
鶏の腎臓	0.004
その他の家きんの腎臓	0.004
鶏の食用部分	0.004
その他の家きんの食用部分	0.004
鶏の卵	0.004
その他の家きんの卵	0.004
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.004
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.004
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.004
魚介類（その他の魚類 <sup>注4)</sup> に限る。）	0.004
魚介類（貝類に限る。）	0.004
魚介類（甲殻類に限る。）	0.004
その他の魚介類 <sup>注5)</sup>	0.004

食品名	残留基準値 ppm
はちみつ	0.004

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注4)「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。

注5)「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。

答申（案）

（別紙3）

ピリメタミン

今回残留基準値を設定する「ピリメタミン」の規制対象は、ピリメタミンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
豚の筋肉	0.05
豚の脂肪	0.05
豚の肝臓	0.05
豚の腎臓	0.05
豚の食用部分 <sup>注1)</sup>	0.05
鶏の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05

注1)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

答申（案）

（別紙4）

マホプラジン

今回残留基準値を設定する「マホプラジン」の規制対象は、マホプラジンのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
豚の筋肉	0.03
豚の脂肪	0.03
豚の肝臓	0.03
豚の腎臓	0.03
豚の食用部分 <sup>注1)</sup>	0.03

注1)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。